

<風水害編>

我孫子市 避難所開設・運営マニュアル



令和2年6月策定
市民安全課

改定履歴 令和4年6月
 令和7年8月

目 次

1. マニュアル作成の目的と考え方	1
2. 市の体制・市職員の参集	
(1) 本部配備基準	2
(2) 避難所運営体制	2
(3) 自主避難所一覧	3
(4) 指定避難所一覧	3
(5) 指定福祉避難所一覧	4
3. 避難の種類及び発令基準の目安	5
4. 災害種別ごとの避難所開設順位	
(1) 自主避難所	6
(2) 土砂災害	6
(3) 利根川（洪水）	6
(4) 手賀川・手賀沼（洪水）	7
5. 運営マニュアル	
(1) 自主避難所の開設	8
(2) 職員の体制	8
(3) 開設・開場	9
(4) 避難所の運営（24時間以内）	10
(5) 閉鎖	14
6. 様式	15
7. 資料	24

1. マニュアル作成の目的と考え方

我孫子市の避難所については、我孫子市地域防災計画により定められた事項に基づき、安全かつ円滑に開設・運営をしていくものである。しかしながら、風水害時には、時系列的に様々な事象が発生し、また地震時と比較し、避難指示等の発令により、多くの市民が一斉に避難を行うことになることから、「我孫子市避難所開設・運営マニュアル（地震編）」を基本としながらも、風水害に特化した「我孫子市避難所開設・運営マニュアル（風水害編）」を作成するものである。

なお、「我孫子市避難所開設・運営マニュアル（風水害編）」については、他のマニュアルとの整合性を図るため、次のような作成手法と条件設定をとるものとする。

①本マニュアルの対象災害（気象条件）

<気象条件>

- ・台風
- ・集中豪雨
- ・長時間降雨
- ・その他（大雪、暴風、竜巻、雹など）

<対象災害>

- ・外水氾濫（利根川、手賀川・手賀沼）
- ・土砂災害
- ・その他（内水氾濫、雪害、風害、雹害など）

②他のマニュアルで対応する事象（災害）

- ・大規模地震時：「我孫子市避難所開設・運営マニュアル（大規模地震編）」
- ・台風襲来時等の自主避難：「自主避難所開設・運営マニュアル」（庁内用）

③マニュアルの利用対象者

本マニュアルは原則として、市職員が風水害時の避難所の開設と運営業務を、安全かつ円滑に行うためのマニュアルであるが、併せて住民の皆さんにも公開し、市の避難所運営の理解を深めていただくため、わかりやすい内容や表記としていく。

④主な内容（前提条件）

本マニュアルは、風水害時の避難所開設と事前準備、そして避難所開設から24時間程度の運営内容を記載するものとする。風水害による被害が発生し、異常な気象の終了後も、継続して避難所を開設していく必要がある場合には、運営方法その他については、「我孫子市避難所開設・運営マニュアル（大規模地震編）」によるものとする。

2. 市の体制・市職員の参集

(1) 本部配備基準

< 配備基準・風水害 >

配備種別	本部	本部基準・配備基準
警戒配備体制	災害警戒本部	1 配備検討会議で決定 2 市長、副市長が必要と認めたとき ※台風時のみ（集中豪雨時は設置しない） 3 台風の影響・被害が予想されるとき（ただし、対策本部設置基準を満たさない場合）
第1 配備体制	災害対策本部	1 配備検討会議で決定 2 台風により甚大な影響・被害が予測されるとき (1) 避難所の設置が必要な場合（土砂災害警戒情報発令の場合は、自動配備） (2) 台風の直撃や接近が予測される場合 (3) 「被害の基準」以上が予想される場合 3 特別警報が発表されたとき（自動設置・自動配備）
第2 配備体制		4 次の「被害の基準」に達したとき (1) 全壊3件以上 (2) 半壊6件以上 (3) 床上浸水9件以上 ※半壊は2件で全壊1件とし、床上浸水は3件で全壊1件とする。 5 ライフラインに甚大な被害が発生した場合 6 市長が必要と認めたとき

(2) 避難所運営体制

全部局の中から、避難所ごとに毎年度あらかじめ職員を指名する。

※避難所ごとに指名する職員（3班体制）：各避難所・計10名

運営責任者1名、運営担当者9名（内女性が3名）

(3) 自主避難所一覧

	地区	自主避難所
1	我孫子北	我孫子北近隣センター並木本館
2	我孫子南	生涯学習センター アビスタ
3	天王台	天王台北近隣センター
4	湖北	湖北台近隣センター
5	新木	新木近隣センター
6	布佐	近隣センター ふさの風

(4) 指定避難所一覧 (★：風水害主要避難所)

番号	地区	避難所名	浸水想定区域 (区域外：○)
1	我孫子北部	★久寺家中学校	○
2		根戸小学校	
3		並木小学校	
4		中央学院大学	
5		我孫子二階堂高等学校	
6		一般財団法人電力中央研究所	○
7	我孫子南部	我孫子第四小学校	○
8		白山中学校	○
9		★我孫子第一小学校	○
10		★生涯学習センター アビスタ	
11		県立我孫子高等学校	
12	天王台	★高野山小学校	○
13		我孫子中学校	○
14		★我孫子第三小学校	○
15		我孫子第二小学校	○
16		中央学院高等学校	○
17	湖北	湖北台東小学校	○
18		湖北台西小学校	○
19		湖北台中学校	
20		湖北小学校	○
21		湖北中学校	
22	新木	★新木小学校	○
23	布佐	布佐南小学校	
24		県立我孫子東高等学校	
25		★布佐小学校	○
26		布佐中学校	

(5) 指定福祉避難所一覧(★：風水害主要避難所)

番号.	地域名	場 所 名	浸水想定区域 (区域外：○)
1	我孫子 北部	根戸保育園	○
2		つくし野保育園	
3		ぽけっとランドあびこ保育園	○
4		★根戸近隣センター	○
5		久寺家近隣センター	
6		★我孫子北近隣センター 並木本館	○
7		我孫子北近隣センター つくし野館	
8	我孫子 南部	聖華みどり保育園	○
9		寿保育園	○
10		我孫子南近隣センター	○
11	天王台	東あびこ聖華保育園	○
12		★天王台北近隣センター	
13		近隣センターこもれび	○
14		特別養護老人ホーム アクイール	○
15		特別養護老人ホーム おはら	○
16		介護老人保健施設 葵の園・我孫子	○
17		特別養護老人ホーム けやきの里	○
18	湖北	湖北台保育園	○
19		★湖北台近隣センター	○
20		県立湖北特別支援学校	○
21	新木	障害者福祉センター	
22		あらき園	
23		こども発達センター	
24		県立我孫子特別支援学校	
25		★新木近隣センター	○
26		障害福祉サービス事業所みずき	
27	布佐	布佐宝保育園	○
28		★布佐南近隣センター	○
29		★近隣センターふさの風	
30		特別養護老人ホーム アコモード	○

3. 避難の種類及び発令基準の目安

種類	内容	基準の目安
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・高齢者等は避難を開始する。 ・高齢者以外の人、必要に応じて、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたりする。また、危険を感じたら自主的に避難を開始する。	【外水氾濫（利根川）】 ・基準4観測所のいずれかの水位が「避難判断水位（レベル3相当）」（栗橋：7.60m、芽吹橋：6.90m、取手：6.90m、押付：7.10m）に達した場合 ・洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 【外水氾濫（手賀川・手賀沼）】 ・基準観測所（曙橋）の水位が「避難判断水位（レベル3相当）」の3.50mに達した場合 【外水氾濫（共通）】 ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ強い降雨を伴う台風等が接近・通過することが予想され、かつ土砂災害の前兆現象が発見されたとき 【その他】 ・その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示 (警戒レベル4)	・危険な場所から全員避難する。	【外水氾濫（利根川）】 ・基準4観測所のいずれかの水位が「氾濫危険水位（レベル4相当）」（栗橋：9.20m、芽吹橋：7.40m、取手：7.40m、押付：7.80m）に達した場合 ・洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 【外水氾濫（手賀川・手賀沼）】 ・基準観測所（曙橋）の水位が「氾濫危険水位（レベル4相当）」の3.75mに達した場合 【外水氾濫（共通）】 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 【その他】 ・その他市長（本部長）が必要と認めるとき
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況であるため、洪水が迫るなど危険が切迫している場合は、最寄りの高い場所に上がるなど、生命を守る最低限の行動を行う。	【外水氾濫（利根川）】 ・洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ・氾濫開始相当水位（取手水位観測所：9.419m）を越えた場合（又は到達した場合） 【外水氾濫（共通）】 ・利根川、手賀沼・手賀川が決壊や越流・溢水したとき ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害が発生したとき 【その他】 ・その他市長（本部長）が必要と認めるとき

4. 災害種別ごとの避難所開設順位

(1) 自主避難所

自主避難所を開設する場合には、原則として全6箇所の自主避難所を開設する。
※印の2箇所は、優先的に開設する。

我孫子北	我孫子北近隣センター 並木本館
我孫子南	生涯学習センター アビスタ ※
天王台	天王台北近隣センター
湖北	湖北台近隣センター
新木	新木近隣センター
布佐	近隣センター ふさの風 ※

(2) 土砂災害

土砂災害を警戒した避難所を開設する場合には、原則として次の6箇所の避難所を全て開設する。

我孫子北	我孫子北近隣センター 並木本館
我孫子南	生涯学習センター アビスタ
天王台	天王台北近隣センター
湖北	湖北台近隣センター
新木	新木近隣センター
布佐	近隣センター ふさの風

(3) 利根川（洪水）

利根川の洪水を警戒した避難所を開設する場合には、原則として次の順位により避難所を開設する

①第1順位（初めに開設する避難所） 計11箇所

我孫子北	久寺家中学校	我孫子北近隣センター 並木本館	根戸近隣センター
我孫子南	第一小学校	第四小学校	※
天王台	第三小学校	高野山小学校	※
湖北	湖北台近隣センター	※	※
新木	新木小学校	※	※
布佐	布佐小学校	布佐南近隣センター	※

※利根川の洪水警戒時の避難所開設以前に、土砂災害警戒による避難所か、または自主避難所が開設されている場合は、「生涯学習センター アビスタ」「天王台北近隣センター」「近隣センター ふさの風」の避難者は、上位階に垂直避難するか、状況に応じて、それぞれ「第一小学校」「第三小学校」「布佐小学校」にマイクロバスなどを利用して移動（水平避難）する。

※新木近隣センターが既に設置されている場合は、利根川の洪水警戒時も継続して開設する。

②第2順位（第1順位の避難所の避難状況に応じて開設する避難所） 計5箇所

我孫子北	*	*
我孫子南	白山中学校	*
天王台	我孫子中学校	第二小学校
湖北	湖北小学校	湖北台東小学校
新木	*	*
布佐	*	*

③第3順位（第2順位の避難所の避難状況に応じて開設する避難所） 計6箇所

上記以外の浸水想定区域外の指定避難所及び近隣センター

（4）手賀川・手賀沼（洪水）

手賀川・手賀沼の洪水を警戒した避難所を開設する場合には、次の計6箇所の避難所を開設する。

我孫子南	生涯学習センター アビスタ
天王台	高野山小学校
湖北	湖北台近隣センター
布佐	布佐南近隣センター
布佐	布佐中学校
布佐	近隣センター ふさの風

5. 運営マニュアル

(1) 自主避難所の開設

市が避難指示等を発令する前に、市民から自主避難の要望がある場合は、「我孫子市 自主避難所開設・運営マニュアル」に基づき自主避難所を開設する。

開設は基本的には、予測可能な台風襲来時などの災害に限定し、防災担当部長が判断する。

なお、夜間の避難行動の安全を確保するため、昼間の時間のみ避難者を受け入れるものとし、自主避難の主旨に基づき、原則として毛布以外の配付を行なわないものとする。

詳細については、「我孫子市 自主避難所開設・運営マニュアル（庁内運用）令和7年7月作成」により運用していく。

(2) 職員の体制

指定避難所の運営については、職員3人であたることを原則とする。その内、最低でも1人は女性とする。また、同一シフト内におけるリーダーを明確にする。

- ①リーダー兼受付 1人
- ②受付担当 1人
- ③避難スペース担当 1人

職員体制は、12時間ごとの交代制を原則とするが、風雨の強まりや、台風襲来のタイミングにより、8時間ごと、24時間ごとの交代制なども含め柔軟な対応を取る。

運営責任者は、「様式4・職員シフト表」に必要事項を記載し、職員体制の管理を行う。

また職員体制（シフト）については、あらかじめ指名した職員による体制シフトを組むこととし、あらかじめ指名した職員のみでシフトを組むことが困難な場合には、庁内調整班（人事課）及び避難所運営総括班（教・総務課）と調整の上で、緊急的な人員配置体制を組むこととする。

なお、配置された各避難所ごとのシフトの報告及び避難者数の総数の取りまとめ、避難所の運営状況や相談受付状況などの取りまとめ集計は、災害対策本部に配備された避難所運営総括班（教・総務課）が行う。

(3) 開設・開場

①施設の開場

<施設開館中の開場>

施設の管理者が開場する。※避難所開設に係る作業はなし

<施設閉館時間中の開場>

- ・小中学校 →避難所班、地域対策支部指定職員又は学校管理者が開場する。
- ・近隣センター →市民協働推進課職員又は近隣センターの管理人が開場する。
- ・民間施設 →各民間施設の管理者（市からの依頼により解錠）

施設の開設・開場については、運営責任者及び運営担当1班の計4人で行う。

②開設の準備

<受付の準備>

- ☐職員は対策本部ビブスを必ず着用する。
- ☐本マニュアルを準備する。
- ☐受付場所を設定する。
 - ・入口からわかりやすい箇所
 - ・風雨の影響がない場所
 - ・一定のスペースが確保できる場所
- ☐机、テーブルを設置する。または代替できる場所があれば可とする。
 - ・同時に5～6人は受付できる用具（机など）を準備する。
- ☐避難所だとわかる掲示物、受付がわかる掲示物を見やすい場所に貼り付ける。
- ☐避難所のルールを見やすい場所に掲示する。
- ☐受付セットを準備する。
 - 避難者カード、用紙、鉛筆など
- ☐毛布、水、食糧などを準備する。

<避難スペースの準備>

- ☐施設の内、使用できる場所を、施設の管理者などと協議し決定する。
- ☐感染症防止のため、避難スペースの換気に努める。
- ☐ホールなどを利用する場合、ブルーシートなどを用いて避難スペースを明示する。
- ☐避難所のルールを見やすい場所に貼り周知を図る。
- ☐避難スペースの内、使用してよい場所を明示する。
- ☐ゴミ箱などを設置し、衛生環境を整備すると共に、避難者への周知を図る。
- ☐情報掲示スペースを設置し、対策本部等からの情報提供に努める。
- ☐配慮が必要な方への支援を行なう。

③受付

☐ 1 家族ごとに避難者カード（風水害用）の記載をお願いする。

※自主避難所から引き続きの避難者については、自主避難所用様式を準用する。

☐ 避難者カード（風水害用）の内容を確認する。

☐ 毛布などの備蓄品を渡す。

☐ 避難所のルールを配布（お知らせ）する。

☐ 必要に応じて体温測定を実施する。

☐ 避難スペースに誘導する。

☐ 避難所のルールを見やすい場所に掲示する。

☐ 避難所収容記録簿に記載する。

<避難者名簿カード（風水害用）> ※様式1

<避難者収容記録簿> ※様式2

（４）避難所の運営（２４時間以内）

①避難所の運営

避難所内においては、「避難所運営（風水害）のルール」に則り避難生活を送るものとし、避難所運営責任者に従わない避難者、迷惑行為を行なう避難者、目的外の利用者については、厳正に対処するものとする。

【避難所運営（風水害）のルール】

（１）避難所においては、市のルール及び避難所運営責任者の指示に従う。

（２）避難者は、入所時、一時外出時、退所時には、必ず職員等に受付・報告する。

（３）避難所を閉鎖、または統合した場合は、速やかに退所または避難所の移動をする。

（４）避難所開設から２４時間以内は、原則として電気は点灯状態とするが、避難者の状況等により夜間は消灯する。消灯の判断は運営責任者が行う。

（５）避難者に対しては、受付時に毛布（１～２枚）を配付し、水、食糧については、決められた時間に配付する。

（６）ペットの避難スペースについては、施設管理者が指定した場所のみとする。また、ペットの管理は避難者自身が行う。

（７）避難生活における最低限のルールを厳守する。（大声を出さない。走り回らない。他の避難者への迷惑となる行為、モラルに反する行為などはしないなど。）

（８）避難所内での飲酒や喫煙は認めない。

（９）ゴミなどは決められた場所に廃棄し、自宅から持ち込んだ物は必ず持ち帰ることとする。

<避難所運営（風水害）のルール> ※様式3

②避難スペースの設定と配慮すべき事項

【主要避難所の主な避難スペース】

N0	地区	施設名	主な避難スペース
1	我北	我孫子北近隣センター 並木本館	ホール
2	〃	久寺家中学校	体育館
3	〃	根戸近隣センター	和室、フリースペース、ホール
4	我南	生涯学習センター アビスタ	和室、ホール、ミニホール、学習室
5	〃	第一小学校	体育館
6	〃	第四小学校	体育館
7	天王台	天王台北近隣センター	和室、ホール、フリースペース
8	〃	第三小学校	体育館
9	〃	高野山小学校	体育館
10	湖北	湖北台近隣センター	和室、フリースペース、ホール
11	新木	新木近隣センター	和室、フリースペース、ホール
12	〃	新木小学校	体育館
13	布佐	近隣センター ふさの風	和室、ホール
14	〃	布佐小学校	体育館
15	〃	布佐南近隣センター	和室、集会室

<スペースを設定する上で配慮すべき事項>

- ☐ 高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者は、トイレの近くや寒さを防げる場所など、十分に配慮する。
- ☐ 男性と女性の場所を変える（女性は教室にする）など、防犯面やプライバシーの面から女性の安全に配慮する。

<女性等への配慮>

女性等の安全に配慮するため、必要性や状況を踏まえ、できる限り次のような配慮を行う。

- ☐ 女性と男性の場所を変える（男性はホール、女性は和室にするなど）。
- ☐ 授乳できる個室を確保する。
- ☐ 女性特有の備品（生理用品など）を確保する。
- ☐ 女性からの相談を受ける窓口（女性相談員を配置）を設置する。

<要配慮者への配慮>

災害時要配慮者への負担を軽減するため、必要性や状況を踏まえ、できる限り次のように配慮する。

避難所運営総括班は、各避難所からの要配慮者の状況（人数や種別）を取りまとめ、災害対策本部に報告する。要配慮者班は、災害発生当初から福祉避難所の開設の準備を進め、開設する福祉避難所を選別した上で、本部長の決定を基に、福祉避難所の開設を行なう。

- ☐ 要配慮者の種別ごとに、専用スペース（個室）を設ける。
- ☐ 専用スペースの設置が困難な場合には、間仕切りなどでプライバシーを確保する。
- ☐ 災害時要配慮者の種別や症状、人数、避難状況を避難所運営総括班に報告する。
※様式3（避難所運営状況報告書）
- ☐ 避難所班は、要配慮者班及び医療班等と連携し、要配慮者の健康相談や介護などの支援を行なう。

③感染症対策

- ☐ 受付時に、発熱などにより健康状態が良好ではない避難者に対して、体温測定を実施する。
- ☐ 発熱、咳等の症状が出た者は専用のスペースまたは別施設に移送し、可能な限り個別のスペースと、専用のトイレを確保する。
- ☐ 各避難所にマスクやアルコール消毒液を常備し、必要に応じて配布などを行なう。
- ☐ 避難者の健康状態について、医療班（健康づくり支援課）と協力し定期的に体温などを確認していく。
- ☐ 避難者や避難所運営職員は、こまめに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ☐ 避難所内の十分な換気に努めるとともに、できる限りの避難スペースを確保する。
- ☐ 兆候・症状のある人々を同じスペースに滞在させない、またはやむを得ず同じスペースにする場合は、間仕切りなどで区切るなどの工夫をする。

④退所者への対応

- ☐ 避難者が、一時外出時、退出時には必ず職員が収容記録簿に、時間及び人数を記録する。
- ☐ 自宅から持ち込んだ物については、避難者が全て持ち帰ることとする。

⑤情報収集と情報提供

本部からの情報を掲示するスペースを避難所内に設置する。

◆掲示スペースで提供する情報（例示）◆

- ☐ 市からのお知らせ（避難命令関係、市の活動、被災状況、り災証明など）
- ☐ 生活情報（配給関係、入浴関係、避難所運営組織関係など）
- ☐ 伝言板（安否確認、問い合わせなど）

⑥食糧及び水の提供

避難者に対して配付する食糧及び水の支給時間は次の通りとするが、避難開始時間や避難者の状況により、柔軟に対応する。

朝： 7時
昼：12時
夜：19時

⑦本部への報告

避難所運営職員は、毎正時に対策本部に避難所運営状況報告を行う。
報告の取りまとめ集計は、災害対策本部に配備された教・総務課が行う。
なお、本部から指示があった場合には、指示のあった時間ごとの報告に変更する。

【報告事項】

- ・避難者数（世帯数、総人数、75歳以上人数、乳幼児数）
- ・要配慮者数と状況
- ・ペットの状況
- ・避難所の運営状況
- ・避難者からの相談 など

⑧ペットの避難

ペットを同行して避難した場合の専用スペースを屋外の風雨を避けた場所に確保する。

避難当初は、ペットの種類に関わらず、避難スペースは原則として屋外とする。
また、ペットの管理は避難者自身が行う。

【各主要避難所のペットの避難スペース（屋外）】

N0	地区	施設名	ペット避難スペース
1	我北	我孫子北近隣センター 並木本館	階段脇建物軒下
2	〃	久寺家中学校	生徒昇降口
3	〃	根戸近隣センター	建物北側スペース
4	我南	生涯学習センター アビスタ	西口エントランス
5	〃	第一小学校	児童昇降口
6	〃	第四小学校	校舎東側（学童側）軒下
7	天王台	天王台北近隣センター	入口エントランス
8	〃	第三小学校	体育館脇渡り廊下付近
9	〃	高野山小学校	体育館脇

10	湖北	湖北台近隣センター	駐車場側軒下
11	新木	新木近隣センター	入口エントランス
12	//	新木小学校	体育館脇渡り廊下付近
13	布佐	近隣センター ふさの風	中庭側建物軒下
14	//	布佐小学校	体育館脇
15	//	布佐南近隣センター	駐車場

室内での同行避難が可能なスペース（主要避難所のみ）

N0	地区	施設名	ペット避難スペース
1	我南	第一小学校	地域交流教室
2	布佐	布佐小学校	地域交流教室

（５）閉鎖

開設された避難所については、次の条件を満たした場合、対策本部の決定により順次統合または閉鎖する。

なお、被害が発生し、異常な気象の終了後も、継続して避難所を開設していく必要がある場合には、運営方法その他については、「我孫子市避難所仮設・運営マニュアル（大規模地震編）」によるものとする。

- ①避難指示等が解除された場合
- ②避難者が全員退所（帰宅）し、以後新たな避難者が予測できない場合
- ③台風の接近や長時間の降雨などの危険が回避され、避難者がいない場合
- ④避難者が少数になり、近隣の避難所との統合を図ることで、効率的な運営が図られ、かつ避難者の同意が得られた場合

【避難所の撤収作業】

避難所の閉鎖にあたっては、原状復帰の最終確認を行う。

<最終確認を行う者>

- ☐ 閉鎖時の避難所運営リーダー
- ☐ 施設を開錠した者（または施設の管理者など、施設により代替する者でも可）
- ☐ 災害対策本部事務局員

<様式６ 避難所閉鎖確認票>

上記様式は、確認後に災害対策本部事務局員が災害対策本部へ提出する。

6. 様式

- 様式1 避難者カード（風水害用）
- 様式2 避難所入所受付簿
- 様式3 避難所運営状況報告書
- 様式4 避難者相談受付票
- 様式5 市職員・教職員等シフト表
- 様式6 避難所閉鎖確認票

避難者カード（風水害用）

様式 1

1 家族で 1 枚ご記入ください

避難者番号（記入不要）

記入日	令和	年	月	日	記入時間	時	分
ふりがな				性別	住所		
代表者 氏名							
電話番号				携帯番号			
氏名	性別	年齢	氏名	性別	年齢		
家族合計人数	人	内 7 5 歳以上	人	内乳幼児	人		
要配慮者について（詳細を記入 妊産婦、障害の種類、難病、在宅酸素療養者、人工透析者、アレルギー疾患、疾病名、服薬状況、体調不良、日本語が不自由な方など）							
ペットについて（ペットの数量、種類、特徴など）							

職員記入欄

一時退所日時	職員確認	退所日時	職員確認
出所： 日 時 分	出所	日 時 分	
再入所： 日 時 分	再入所		

様式2 避難所入所受付簿

避難所名：_____

NO. _____

番号	入所日	代表者氏名	住所	合計人数	備考（ケガ・配慮事項・ペット）	退所日・時間
	入所時間					

様式3 避難所運営状況報告書

避難所名

NO.

報告日時		報告者氏名	避難者数	内訳（重複可）		食糧・備品要望		
日	時間			種別	人数	要望種別	食数	
			人	要介護認定		朝食		
				障害		昼食		
			避難 家族数	75歳以上		夕食		
				乳幼児		水		
					外国人			
					疾病			
	本部への要望・伝達事項（特記事項）	<要配慮者関係>						
		<食糧備品関係>						
		<避難上安否確認支援情報関係>						

報告日時		報告者氏名	避難者数	内訳（重複可）		食糧・備品要望		
日	時間			種別	人数	要望種別	食数	
			人	要介護認定		朝食		
				障害		昼食		
			避難 家族数	75歳以上		夕食		
				乳幼児		水		
					外国人			
					疾病			
	本部への要望・伝達事項（特記事項）	<要配慮者関係>						
		<食糧備品関係>						
		<避難上安否確認支援情報関係>						

相談受付日時	年 月 日 () 時 分		
避難所名		相談場所	
相談受付者	所属 氏名		
相談者	住所：		
☆匿名希望 (要・不要)	氏名：		
	避難場所：		
	連絡先：		
相談内容			
対応内容 1	(記載者：) (担当者：)		
対応結果 1	(記載者：) (担当者：)		
対応内容 2	(記載者：) (担当者：)		
対応結果 2	(記載者：) (担当者：)		
引継ぎ	前任担当者	(確認サイン)	新任引継ぎ者
	<引継ぎ事項>		

様式5 市職員・教職員等シフト表

	NO.
避難所名	
避難所運営責任者（市職員）	

	日（ ） 時 分	リーダー 職員名	職員名1 （交代者 ・時間）	職員名2 （交代者 ・時間）
開始時間	日（ ） 時 分	①		
終了時間	日（ ） 時 分			
ミーティング時間	日（ ） 時 分			
開始時間	日（ ） 時 分	②		
終了時間	日（ ） 時 分			
ミーティング時間	日（ ） 時 分			
開始時間	日（ ） 時 分	③		
終了時間	日（ ） 時 分			
ミーティング時間	日（ ） 時 分			
開始時間	日（ ） 時 分	④		
終了時間	日（ ） 時 分			
ミーティング時間	日（ ） 時 分			

※「引継書」については、任意の様式で作成する。

引き継ぎ書 サイン	①	②	③	④
--------------	---	---	---	---

様式6 避難所閉鎖確認票

避難所名	
閉鎖時間	日 時 分

下記のチェックリストに基づき、避難所の閉鎖を確認しました。

①避難所運営リーダー（閉鎖時）

氏名 _____

②施設を開錠した者（または施設の管理者など、施設により代替する者でも可）

氏名 _____

③災害対策本部事務局員

氏名 _____

<チェックリスト>

- ☐施設の備品などに損壊などが無い。
- ☐部屋、スペース、学習室の清掃が、ルールに従い完了している。
- ☐備品を元に戻している。
- ☐避難者の忘れ物が無い。
- ※忘れ物があつた場合は、災害対策本部で持ち帰る。
- ☐災害対策本部が持ち込んだ備蓄品などが残っていない。

◆閉鎖に関し、協議すべき事項があつた場合（課題も含む）は、ご記入ください。

この確認票は、最後に災害対策本部事務局員が持ち帰ること。

7. 資料

資料1 避難所のルール（風水害） ※掲示用

資料2 避難所備蓄品（風水害主要避難所用）

【避難所運営のルール】

避難所内においては、「避難所運営のルール」に基づき、集団での避難生活をお送りいただくことになります。

避難生活中は、避難所運営責任者の指示に従い安全な避難生活をお過ごしください。

なお、避難所運営責任者の指示に従っていただけない方や、迷惑行為を行なう方、目的外の利用者の方などについては、退所していただく場合がございます。

- (1) 避難所においては、市のルール及び避難所運営責任者の指示に従ってください。
- (2) 避難者は、入所時、一時外出時、退所時には、必ず職員等に受付・報告をしてください。無断で外出や退所をしないようにお願いします。
- (3) 避難所を閉鎖、または統合した場合は、速やかに退所または避難所の移動をお願いします。閉鎖や統合については、できるだけ早期にお知らせします。
- (4) 避難所開設から24時間以内は、原則として電気を点灯状態としますが、避難者の総意により夜間は消灯しますので、職員まで申し出てください。
- (5) 受付時に毛布（1人につき1～2枚）を配付します。水、食糧については、原則として決められた時間に配付いたします。

①朝： 7時 ②昼： 12時 ③夜： 19時

- (6) ペットの避難スペースについては、施設管理者が指定した場所のみとなります。また、ペットは避難者自身での管理をお願いします。
- (7) 避難生活における最低限のルール（大声を出さない。走り回らない。他の避難者への迷惑となる行為はしない、モラルに反する行為などはしないなど。）を厳守するようにしてください。
- (8) 避難所内では飲酒や喫煙は禁止とします。
- (9) ゴミなどは決められた場所に廃棄し、自宅から持ち込んだ物は必ずお持ち帰りください。
- (10) ご不明な点や、お困りのことがありましたら、避難所運営職員までお尋ねください。

資料2 避難所備蓄品（風水害主要避難所用）

風水害主要避難所備蓄品一覧（☆印は状況により開設時に持ち込み）※約100人分

品名	数量	単位
受付セット	1	式（下記）
☆テント型間仕切り	3	セット
☆毛布	100	枚
☆食糧	約300	食
☆水	約100	本
☆投光器セット	1	セット
☆コードリール	1	台
☆トラロープ（ペット用）	1	巻
☆簡易ベッド	3	台
ブルーシート	1	束
☆要配慮者用ベスト	5	着
不織布マスク	100	枚
☆アルコール消毒液	2	個
☆非接触型体温計	2	台

風水害主要避難所受付セット

品名		数量
避難所開設・運営マニュアル（風水害編）		3
避難所運営 マニュアル	様式1 避難者カード（風水害用）	100
	様式2 避難所入所受付簿	5
	様式3 避難所運営状況報告書	3
	様式4 避難者相談受付票	3
	様式5 市職員・教職員等シフト表	3
	様式6 避難所閉鎖確認票	1
あびこハザードマップ		5
Wi-Fi お知らせ（ID 及びパスワード）		3
消しゴム付き鉛筆		10
ボールペン		5
黒マジック		1
赤マジック		1
セロテープ		1
ガムテープ		1
用紙（A3サイズ）		10
ハサミ		1